



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)8月1日

第1921号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例

- 31 ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 1
- 32 みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 2
- 33 彦根市景観条例の一部を改正する条例 3
- 34 彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例 6

○ 告示

- 147 屋外広告物等の保管 7
- 148 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し 8
- 149 彦根市指定下水道工事店の指定(新規) 8
- 150 指定納付受託者の所在地変更の届出 8
- 151 指定管理者の募集 8
- 152 介護担当機関の指定 9
- 153 美しいひこね創造条例の運用状況の公表 10

○ 公告

- 彦根市地域防災計画修正要旨公告 11
- 職員の懲戒免職処分について公告 11
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 12
- 公示送達について公告 12

○ 教育委員会告示

- 17 彦根市教育委員会会議の招集 13

○ 選挙管理委員会告示

- 11 彦根市選挙管理委員会の招集 13

○ 農業委員会告示

- 6 彦根市農業委員会定期総会の招集 13

○ 水道事業告示

- 6 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの 14
- 7 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 14

条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第31号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「第5条各号」を「第6条各号」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

使用料

区分	基本使用料(円)
----	----------

		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 22 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 22 時まで	9 時から 22 時まで	
グランドホール	平日	37,690	64,420	83,280	92,700	133,540	168,120	
	休日等	48,700	83,280	108,420	120,990	174,420	218,410	
エコーホール	平日	9,420	17,280	21,990	23,550	36,120	43,990	
	休日等	12,550	21,990	28,270	31,420	47,130	56,550	
メッセホール	平日	9,100	14,440	19,320	21,670	30,790	39,750	
	休日等	10,990	15,700	21,990	25,120	34,540	45,550	
楽屋	グランドホール	第 1 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 2 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 3 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 4 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990
		第 5 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990
	共用	第 6 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990
		第 7 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
	エコーホール	第 8 楽屋	780	1,090	1,240	1,720	2,190	2,820
		第 9 楽屋	780	1,090	1,240	1,720	2,190	2,820
		第 10 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
第 1 リハーサル室		6,420	8,620	9,420	13,500	16,170	21,990	
第 2 リハーサル室		1,870	2,340	2,650	3,910	4,390	5,950	
特別会議室		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880	
視聴覚室		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880	
和室研修室		2,440	3,120	3,530	5,030	5,980	8,020	
第 1 研修室		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160	
第 2 研修室	全面	3,120	4,060	4,480	6,660	7,610	10,330	
	半面	1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160	
第 3 研修室	全面	3,120	4,060	4,480	6,660	7,610	10,330	
	半面	1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160	
第 4 研修室		2,500	3,250	3,590	5,330	6,090	8,280	
第 5 研修室		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160	
展示ロビー		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160	
ギャラリー		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880	

付 則

- この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 3 号の改正規定および付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表に規定する第 4 研修室および第 5 研修室の使用の手続その他当該第 4 研修室および第 5 研修室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 32 号

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年彦根市条例第 46 号)の一部を

次のように改正する。

第 14 条第 3 号中「第 6 条各号」を「第 8 条各号」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 9 条関係)

使用料

区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			8 時 30 分 から 12 時 まで	13 時から 17 時まで	18 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	13 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで
多 目 的 ホ ー ル	平 日	舞台・客席使 用(電動椅子を 含む。)	円 15,850	円 23,400	円 22,450	円 35,190	円 41,320	円 56,100
		舞台・客席使 用(電動椅子を 除く。)	11,140	16,320	15,700	24,640	29,050	39,270
		客席使用(電動 椅子を含む。)	11,360	16,870	15,920	25,120	29,480	40,170
		客席使用(電動 椅子を除く。)	7,990	11,770	11,140	17,590	20,730	28,120
	休 日 等	舞台・客席使 用(電動椅子を 含む。)	20,580	30,480	29,220	45,720	53,730	72,900
		舞台・客席使 用(電動椅子を 除く。)	14,440	21,340	20,410	32,040	37,540	51,040
		客席使用(電動 椅子を含む。)	14,750	21,730	20,880	32,700	38,420	52,270
		客席使用(電動 椅子を除く。)	10,350	15,220	14,590	22,920	26,850	36,600
	楽屋		1,390	1,540	1,240	2,650	2,500	3,910
	練習室(1)		1,070	1,200	940	2,300	2,020	2,990
	練習室(2)		800	800	670	1,490	1,200	2,020
	練習室(3)		530	670	530	940	940	1,490
	展示コーナー		1,070	1,200	940	2,300	2,020	2,990

付 則

- この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 3 号の改正規定および付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表に規定する多目的ホールの使用の手続その他当該多目的ホールを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

彦根市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 33 号

彦根市景観条例の一部を改正する条例

彦根市景観条例(平成 7 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

「

目次中「第 9 章 雑則(第 34 条)」を

第 9 章 彦根市景観アドバイザー(第 34 条―第 37 条)
第 10 章 雑則(第 38 条)

条) に改める。

」

第 9 条の見出し中「景観形成地域および景観形成地区」を「重点地区および一般地区」に改め、同条第 1 項中「景観計画を補完するため、特に必要と認める区域を景観形成地域または景観形成地区(以下「地域・地区」という。)」を「景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を重点地区、その他の地区を一般地区」に改め、同条第 2 項中「地域・地区を指定する」を「前項の規定による指定をする」に、「当該地域・地区」を「当該指定する地区」に、「景観形成方針」を「景観形成基本方針」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、重点地区のうち特に景観形成を図るために必要があると認める区域について、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項に規定する都市計画に景観地区または地区計画等を定めることその他特に景観形成を図るために必要と認められる措置を講ずることができる。

第 9 条第 4 項中「市長は、地域・地区」を「前条第 1 項の規定は、重点地区および一般地区」に、「景観形成方針」を「景観形成基本方針」に、「するときは、前条の規定を」を「するときについて」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(事前協議)

第 10 条 法第 16 条第 1 項および第 2 項の規定による届出または同条第 5 項の規定による通知を要する行為のうち規則で定める行為をしようとする者は、当該行為の計画および内容について、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、当該行為に着手する日の 90 日前までに市長に申し出なければならない。

第 10 条の次に次の 2 条を加える。

(措置の要請)

第 10 条の 2 市長は、事前協議の申出があった場合において、当該行為が景観計画に定める基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該事前協議を申し出た者(次条において「申出者」という。)に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請を行う場合において、必要があると認めるときは、彦根市景観審議会または彦根市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(事前協議の終了等)

第 10 条の 3 事前協議は、次の各号のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議が調ったとき。

(2) 申出者が、規則で定めるところにより、事前協議を終了する旨を市長に申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、その結果を申出者に通知するものとする。

第 11 条中「。以下「政令」という。」を削り、「掲げる行為」の次に「(重点地区で行われるものに限る。)」を加える。

第 12 条を次のように改める。

(届出を要しない行為)

第 12 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 重点地区 次に掲げる行為

ア 法令(条例を含む。)の規定に基づき許可もしくは認可を受け、または協議をして行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられる行為で規則で定めるもの

イ その他規則で定める行為

(2) 一般地区 規則で定める行為

第12条の次に次の2条を加える。

(届出書の添付図書)

第12条の2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、建築物または工作物の平面図その他規則で定める図書とする。

(完了等の届出)

第12条の3 法第16条第1項または第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、または廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第13条中「ならびに第11条ならびに第12条に掲げる行為のうち、届出」を「の届出」に、「すべて」を「全て」に改める。

第14条中「により」を「または第2項の規定による」に、「講じるよう」を「講ずるよう」に改める。

第15条の見出し中「勧告、命令」を「勧告等」に改め、同条中「、第17条の規定による要請等の同法またはこの条例に基づく処分その他の行為」を「および第17条の規定による要請」に改める。

第16条第1項中「前2条の規定による」を「前条に規定する」に、「市に」を「、市長に」に改める。

第17条中「地域・地区の空地・建築物等が当該地域・地区」を「重点地区の空地、建築物等が当該重点地区」に、「空地・建築物等所有者」を「空地、建築物等の所有者」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(景観重要建造物および景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条の2 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木を良好に保全するため、せん定その他の必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第25条第1項中「市長は、」の次に「地域の」を加え、「建築物等および」を「建築物」に、「または施工者」を「、施工者その他の関係者」に改め、同条第2項中「個人および団体の活動について、」を「活動を行った個人または団体を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ彦根市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第26条を次のように改める。

(景観重要建造物および景観重要樹木に係る助成等)

第26条 市長は、景観重要建造物および景観重要樹木の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、またはその保全等に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第27条中「第22条」を「第22条第2項」に改め、「締結した者」の次に「または第23条第1項の規定により認定した市民団体」を加え、「その行為、活動もしくは運営」を「その活動」に改め、「一部を」の次に「予算の範囲内において」を加える。

第28条第2項中「に応じ、」の次に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 61 条第 1 項の規定による景観地区の決定または景観地区の変更
- (2) 法第 92 条第 1 項の規定による景観整備機構の指定または法第 95 条第 3 項の規定による景観整備機構の指定の取消し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法またはこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において市長が必要があると認める事項

第 31 条中「4 年」の次に「とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、再任を妨げない。

第 9 章中第 34 条を第 38 条とする。

第 9 章を第 10 章とする。

第 8 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章 彦根市景観アドバイザー

(彦根市景観アドバイザーの設置)

第 34 条 市長は、市民および事業者に対し、景観形成を適切に誘導するため、彦根市景観アドバイザーを置くことができる。

(彦根市景観アドバイザーの委嘱等)

第 35 条 彦根市景観アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、前項の規定により彦根市景観アドバイザーを委嘱しようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(彦根市景観アドバイザーの任期)

第 36 条 彦根市景観アドバイザーの任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

(規則への委任)

第 37 条 この章に定めるもののほか、彦根市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条から第 16 条まで、第 28 条および第 31 条の改正規定ならびに次項および第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の彦根市景観条例(以下「新条例」という。)第 9 条第 4 項において準用する新条例第 8 条第 1 項の規定の例により、新条例第 9 条第 1 項の重点地区および一般地区の指定ならびに同条第 2 項の景観形成基本方針の策定のために、彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、施行日前においても、新条例第 9 条第 3 項の規定による都市計画への措置および新条例第 35 条の規定による彦根市景観アドバイザーの委嘱に関し必要な手続その他の行為をすることができる。

(経過措置)

4 新条例第 10 条から第 10 条の 3 までの規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後に着手することとなる行為(規則で定める行為を除く。)について適用し、同日前に着手する行為(規則で定める行為を含む。)については、なお従前の例による。

5 新条例第 11 条から第 12 条の 3 までの規定は、令和 7 年 5 月 1 日以後に着手することとなる行為(規則で定める行為を除く。)について適用し、同日前に着手する行為(規則で定める行為を含む。)については、なお従前の例による。

6 新条例第 26 条および第 27 条の規定による助成は、施行日以後の行為に係る経費について適用する。

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第34号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和42年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書」を「文書等」に改める。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第28条の改正規定ならびに第30条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定および同項を同条第2項とし、同条に1項を加える改正規定は、議長が定める日から施行する。

告 示

彦根市告示第147号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、下記のとおり広告物等を保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)第21条第1項の規定により告示する。

令和6年7月4日

彦根市長 和田裕行

記

- 保管広告物等の種類および数量
 - 立看板 2件
 - 貼り札 2件
- 保管広告物等を除却した場所
彦根市地蔵町
- 保管広告物等を除却した日
令和6年6月27日
- 保管広告物等の保管を始めた日
令和6年6月27日
- 保管広告物等の保管の場所
彦根市元町4番2号
- その他

- (1) 保管広告物等の詳細については、建築指導課景観まちなみ室に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。
- (2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを証する書類を持参の上、建築指導課景観まちなみ室までお越しください。

7 問合せ先

彦根市都市政策部建築指導課景観まちなみ室

電話 0749-22-1411(代表) 内線 241

0749-30-6148(直通)

彦根市告示第 148 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第 13 条の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	届出区分	名称	営業を廃止した日
第 534 号	営業の廃止	澤村 元紀(モトキ電設)	令和 6 年 6 月 28 日

彦根市告示第 149 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 6 年 6 月 28 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和 6 年 7 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第 665 号	株式会社 N E E D 代表取締役 澤村 元紀	東近江市大沢町 197 番地

彦根市告示第 150 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定により、指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 指定納付受託者の名称

株式会社アイモバイル

2 指定納付受託者の所在地

変更前	変更後
東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S. ビル N 棟 2 階	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号関電不動産渋谷ビル 8 階

3 変更年月日

令和 6 年 7 月 17 日

彦根市告示第 151 号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 2 号)第 16 条第 1 項およびみずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年彦根市条例第 46 号)第 18 条第 1 号の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を実施する。

令和 6 年 7 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 施設の名称および所在地

- (1) 名 称 ひこね市文化プラザ
所在地 彦根市野瀬町 187 番地 4
- (2) 名 称 みずほ文化センター
所在地 彦根市田原町 11 番地

2 管理の基準および業務の範囲

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例第 17 条およびみずほ文化センターの設置および管理に関する条例第 19 条に定めるもののほか、詳細については、ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センター指定管理者公募要項のとおり

3 指定予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 応募資格

ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センター指定管理者公募要項のとおり

5 指定申請に必要な書類の内容

- (1) ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センター指定管理者指定申請書
- (2) 団体概要書および応募資格を有していることを証明する書類
- (3) 管理業務の事業計画書
- (4) 管理業務に係る収支計画書
- (5) 団体の経営(運営)状況を説明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

詳細については、ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センター指定管理者公募要項のとおり

6 公募要項および申請様式の配布方法

- (1) インターネットによる配布
彦根市ホームページからダウンロードの方法により配布する。
アドレスは、<http://www.city.hikone.shiga.jp/>
- (2) 直接配布
- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ア 配布場所 | 彦根市役所観光文化戦略部文化振興課 |
| イ 配布期間 | 令和 6 年 7 月 11 日(木)から同年 8 月 22 日(木)まで |
| ウ 配布時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |

7 指定申請を受け付ける期間

- (1) 受付期間 令和 6 年 7 月 11 日(木)から同年 8 月 22 日(木)まで
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 指定申請書類の提出方法

提出場所への持参または郵送のいずれかの方法による。郵送の場合は、簡易書留で令和 6 年 8 月 22 日(木)必着とすること。

9 問合せ先および指定申請書類の提出先

彦根市観光文化戦略部文化振興課
〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号(彦根市役所 4 階)
電 話 0749-23-7810
F A X 0749-21-3080

10 前各項に規定するもののほか、詳細については、ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センター指定管理者公募要項のとおり

彦根市告示第 152 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支

援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

指定する事業 所等の名称	指定する事業 所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	サービスの 種類	指定年月日
訪問看護ステ ーションオレ ンジ	彦根市長曾根 南町 485 番地 3 ステップア ップ 306 号室	株式会社 D A Y L I G H T 代表取締役 北野 理志	京都市南区吉 祥院西ノ庄西 浦町 81 番地 スターノエル 403 号室	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	令和 6 年 6 月 1 日

彦根市告示第 153 号

美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 29 条の規定により、令和 5 年度の運用状況を下記のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 創造活動の登録者の状況

(1)	令和 4 年度末登録者数	4,228	人
(2)	令和 5 年度新規登録者数	399	人
(3)	令和 5 年度登録抹消者数	824	人
(4)	令和 5 年度末登録者数	3,803	人

2 創造活動の活動状況

(1)	令和 5 年度活動報告書の提出者数	3,289	人
(2)	活動内容の内訳		
ア	まちの美観を保つ活動	14,798	単位
イ	地域安全活動	7,052	単位
ウ	助け合い活動	6,628	単位
エ	低炭素社会づくり活動	42,483	単位
オ	健康増進活動	86,615	単位

3 登録団体の状況

(1)	令和 4 年度末登録団体数	140	団体
(2)	令和 5 年度新規登録団体数	2	団体
(3)	令和 5 年度登録抹消団体数	5	団体
(4)	令和 5 年度末登録団体数	137	団体

〔内訳〕自治会 47 団体、老人会 19 団体、子ども会 6 団体、特定非営利活動法人 7 団体、ボランティア団体 54 団体、その他の団体(青年団等) 4 団体

4 地域通貨の交付状況(令和 5 年度中の創造活動に対する交付)

(1)	交付人数	3,270	人
(2)	交付額	3,881,000	彦

5 地域通貨の活用状況

(1) 市の施設の使用料または手数料の支払

ア	件数	430	件
イ	使用額	112,300	彦
ウ	金額	111,200	円

(2) 登録市民団体からの換金申請

ア	件数	94	件
イ	団体数	94	団体
ウ	使用額	2,589,800	彦
エ	金額	2,589,800	円

(3) エコバッグとの交換

ア	件数	610	件
イ	個数	1,045	個
ウ	使用額	522,500	彦

(4) ごみ袋

ア	件数	1,665	件
イ	個数	6,953	個
ウ	使用額	695,300	彦

(5) 反射シールとの交換

ア	件数	67	件
イ	個数	143	個
ウ	使用額	14,300	彦

公 告

彦根市地域防災計画修正要旨公告

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項の規定に基づき彦根市地域防災計画を修正したので、同条第 5 項の規定によりその要旨を次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 3 日

彦根市長 和 田 裕 行

修正の要旨

- 1 市の組織改編に伴う更新
- 2 各種データ、基準値等の更新
- 3 緊急輸送ネットワークに係る指定路線の見直しおよび第三次緊急輸送道路の定義の見直し
- 4 安否不明者の氏名公表方針の追加
- 5 浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の見直し

職員の懲戒免職処分について公告

次の者に係る職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 35 号)第 2 条に規定する書面は、当該書面を受けるべき者の所在を知ることができないため、職員の懲戒の手續および効果に関する規則(令和 6 年彦根市規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定により次のとおり

掲示する。

送達すべき書類は、彦根市人事部人事課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 7 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 送達を受けるべき者の氏名

(略)

2 送達すべき書類

職員の懲戒の手續および効果に関する条例第 2 条に規定する書面

3 送達すべき書類に記載された事項

(略)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 3 号の規定により本職を免ずる。

令和 6 年 7 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

4 審査請求について

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市公平委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しを求める訴えは、(1)の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行または手續の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 7 月 4 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市野口町 283 番地 2 株式会社橋本不動産 代表取締役 橋本 浩二	彦根市大堀町字野瀬 558 番 1、558 番 2 および 567 番	1,508.47 m ²	令和 6.7.4	991

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 4 項により例による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市上下水道部上下水道業務課において保管し、送達を受けるべき者に

いつでも交付する。

令和6年7月8日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	水道料金 納入通知書(令和5年12月分) 水道料金 督促状(令和6年4月分) 水道料金 納入通知書(令和6年5月分) 給水契約解除通知書

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第17号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和6年7月16日

彦根市教育委員会
教育長 西嶋良年

記

- 日時 令和6年7月25日(木)午後1時30分から
- 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室
- 議題 彦根市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第11号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和6年7月8日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

記

- 日時 令和6年7月11日(木) 午前9時30分
- 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 議題
 - 在外選挙人名簿の登録状況について
 - 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - その他

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第6号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和6年7月3日

彦根市農業委員会
会長 田中金二

記

- 日時 令和6年7月10日(水) 午後1時から午後3時まで
- 場所 彦根市役所5階 第1委員会室
- 議題
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 6 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 7 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録 番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
418	澤村 元紀	モトキ電設	東近江市大沢町 197 番地	平成 21 年 8 月 4 日	令和 6 年 4 月 1 日

彦根市水道事業告示第 7 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 7 月 9 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	578
氏名または名称	株式会社N E E D
代表者氏名	代表取締役 澤村 元紀
住所	東近江市大沢町 197 番地
当該給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	株式会社N E E D
上記事業所の所在地	東近江市大沢町 197 番地
指定年月日	令和 6 年 6 月 28 日